

(別紙)

クレームの分説と構成要件充足性

特許請求の範囲・請求項1	本訴被告が漏水調査に用いる物に関する本訴原告の主張	構成要件充足性
A 水道管理設配管の管内水中に、空気と水素混合ガスを各々適宜に充填し圧送して圧縮空気が噴出する際に生じる空気の噴出音を聴音すると共に水素混合ガスを注入し漏出する混合ガスを水素ガス探索機により探査して漏水箇所を検出するために、耐圧ホースを介して水道宅内給水配管に連結される水道配管における漏水位置検知装置・・・	本訴被告は、水素混合ガス及び水素ガス探索機を使用していないとするが、調査には空気を使用するものであって、これは、酸素と水素から構成され、化合すると水になる代替可能な同質のものに過ぎない(均等論)。	○
B 圧縮空気注入口と探査ガス入口になる雌ネジカプラーからバルブを介して接続された配管の端末にドレン弁(注1)が設けられ、	本訴被告は探査ガス注入口及びドレン弁を設けていないとするが、エア加圧工法では、一番重要なドレン開放弁と言う蛇口の(水栓)を開放する事で、エア加圧が可能となる作業の一つであり、蛇口からエアを抜くという本質において全て同一で共通する。	○
C 前記圧縮空気注入口と前記水素ガス注入口の分岐部に接続する圧力計と、流量計と圧力調整弁及び前記耐圧ホースが接続される前記耐圧ホースが接続される雄ネジカプラーを各々配して接続されると共に、	本訴被告も、本訴原告と同様の圧力調整弁と、前記耐圧ホースが接続される雄ネジカプラーと接続されるものであり、被告が使用しているモノと、同種同等で、同一の仕様となっている。	○
D 前記圧縮空気注入口に接続されるエアコンプレッサーと前記水素ガス注入口に接続される水素ポンペ間を耐圧ホースで接続された混合ガス操作ボックスを備えた・・・	本訴被告は、本訴原告と同様の気体を水道管に挿入する目的で治具を水栓に取り付けて調査を行っている。	○

E ことを特徴とする漏水位置探知装置	本訴被告は、本訴原告と同様のエア加圧技術を使用している。	○
特許請求の範囲・請求項 2	本訴被告が漏水調査に用いる物に関する本訴原告の認否	構成要件充足性
F 給水栓（蛇口）にセットする蛇口治具と、	蛇口セットの治具を開発したのは、本訴原告である。 しかも、その治具を同じ形状で利用して漏水調査を行い、一番の構成要件でもある治具を介して使用して水栓コマを取り出して加圧を行っている点は同一。	○
G 雌ネジエアカプラーとソケット、ニップル、チーズ及び雄ネジカプラーを基本構成とし、ボールバルブのハンドルの長さに対応してニップル及びソケットの数が適宜追加可能な簡易治具を設けた、・・・	本訴原告においてさらに調査工法を開発する目的でニップル及びソケットの数が適宜追加可能な簡易治具にすぎず、エア加圧の際に蛇口からエアを抜くという本質において共通する。	○
H ことを特徴とする請求項 1 記載の漏水位置探知装置	漏水位置探知装置を開発するために長年の水道経験値を基に、試行錯誤を繰り返して、エア加圧及び水素混合ガス探査を可能にするために水栓の蛇口に設置する専用治具及び探査装置を開発したのは本訴原告である。特許取得した根源は、水道管に加圧する治具及び水栓コマを取り外して加圧が出来る様に開発したものである。このエア加圧工法を開発したのが本訴原告である。	○

\* (注1) 「ドレン弁」とは、一般家庭にある水栓蛇口を意味するものである。

以上